

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 6 年 11 月 8 日提出

案件担当等 部 課	総務部人事課
案件名称	人事院勧告に伴う関係条例の一部改正の基本方針について
部門経営で 会 議 審 議 した 日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>人事に係る議会の議決を要する施策に該当するため、標記条例の基本方針を別紙のとおり決定することについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>関係条例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 2 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 3 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 4 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 5 三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 	
<p>現状と課題</p> <p>令和 6 年 8 月 8 日付け人事院勧告に基づき、国家公務員の給与について、初任給の大幅引上げ、若年層に特に重点を置きつつすべての職員を対象とした俸給表の引上げ、及び 12 月期に支給される期末勤勉手当の支給月数の引上げが行われる見込みとなった。（案件書提出時点では閣議における決定はなされていない。）</p>	
<p>案件担当部課等の見解</p> <p>人事院勧告を受けた国家公務員の給与に関する措置に準ずること、本市職員等についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、関係条例を改正する必要がある。</p> <p>審議決定後は、閣議決定、職員労働組合との合意の後、令和 6 年第 4 回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。</p> <p>ただし、同定例会終了までの間に閣議決定等がなされなかった場合には、その後閣議決定等の状況が整い次第、議会の議事状況等を踏まえ速やかに議案提出することとしたい。</p>	

総合計画及び予算との関係

備考 説明員 上郷人事課長 石原人事課人事GL
木賀病院事務局総務課長